# 地域経営推進費交付要綱

制 定 平成 19 年 3 月 26 日 地域振興部長決裁 一部改正 平成20年3月31日 地域振興部長決裁 一部改正 平成22年3月19日 地域振興部長決裁 一部改正 平成23年3月31日 政策地域部長決裁 一部改正 平成23年8月10日 政策地域部長決裁 平成 24 年 3 月 22 日 政策地域部長決裁 一部改正 一部改正 平成 25 年 3 月 26 日 政策地域部長決裁 一部改正 平成 26 年 3 月 25 日 政策地域部長決裁 一部改正 平成27年3月27日 政策地域部長決裁 一部改正 平成28年3月25日 政策地域部長決裁 一部改正 平成 29 年 3 月 29 日 政策地域部長決裁 一部改正 平成31年4月1日 政策地域部長決裁 令和2年3月31日 政策地域部長決裁 一部改正

(目的)

第1 分権型社会の構築と産業の振興による地域の自立を促進するため、広域振興圏において、広域振興局所管区域内の公共的団体等(以下「公共的団体等」という。)、市町村又は市町村長が必要と認める団体(以下「市町村等」という。が圏域の課題を解決する事業(以下「対象事業」という。)を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により地域経営推進費(以下「推進費」という。)を交付する。

#### (推進費の交付の対象及び交付額)

- 第2 第1に規定する対象事業は、国又は県の他の補助制度等既定の助成制度では採択される見通しのないもの並びに団体及び施設に係る運営費以外のもので、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業のいずれかに該当すると広域振興局長(以下「局長」という。)が認める事業に限るものとする。
  - (1) 一の市町村の行政区域を 越えて組織される公共的団体等が行う事業
    - ア 地域の自立を支える産業の振興に資する事業
    - イ 安全・安心な地域社会の構築に資する事業
    - ウ 分権型社会の実現に向けた仕組みづくり等に資する事業
    - エ 「岩手県文化・スポーツ振興戦略」の推進に取り組む事業
    - オ その他局長が圏域の課題解決のために必要と認める事業
  - (2) 一の市町村の行政区域内で組織される公共的団体等が行う事業
    - ア 前号に掲げるいずれかの事業であって、当該市町村の行政区域を越えた広域 的な連携により実施し、事業効果が広域に波及するもの
    - イ 喫緊の地域課題に 対する先導的事業であって、事業効果が広域に波及するも の

- (3) 市町村等が行う事業市町村等が行う事業
  - ア 「いわて県民計画(2019~2028)第1期アクションプラン―地域振興プラン―」 等の推進に取り組む事業
  - イ アの事業のうち、2以上の市町村が共同して行う広域連携の推進に資するもの
- 2 第1に規定する経費及びこれに対する推進費交付額は、次のとおりとする。第1に規 定する経費及びこれに対する推進費交付額は、次のとおりとする。

経 費	推進費交付額	
公共的団体等が対象事業を行う	当該経費の2分の1に相当する額以内の額(た	
場合に要する経費	だし、県北及び沿岸広域振興局管岸広域振興局	
	管内の公共的団体等については、3分の2に相	
	当する額以内の額とする。)	
市町村が前項第3号アの対象事	当該経費の2分の1に相当する額以内の額(た	
業(同号イの対象事業を除く。以	だし、県北及び沿岸広域振興局管内の市町村又	
下同じ。)を行う場合に要する経	は財政力指数が別に定める指数以下の市町村	
費及び市町村長が必要と認める	については、3分の2に相当する額以内の額と	
団体が同号アの対象事業を行う	する。)	
場合に要する経費に対して市町		
村が補助する場合に要する経費		
市町村が前項第3号イの対象事	当該経費の2分の1に相当する額以内の額(た	
業を行う場合に要する 経費	だし、連携する市町村のうち、事業着手の初年	
	度における財政力指数が県内平均以下の市町	
	村が含まれる場合は、連携する全市町村につい	
	て3分の2に相当する額以内の額とする。)	

(経費の配分及び事業内容の軽微な変更)

- 第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
  - (1) 対象事業費の 20 パーセントを超える増減
  - (2) 事業実施主体の変更
  - (3) 事業の施工箇所、催しの開催場所又は経費の配分等の事業内容の重要な変更
  - (4) 推進費交付額の変更を伴う対象事業費の変更であって広域振興局長が必要と認めるもの

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、推進費の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第5 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、財務省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。

(事業遂行状況の報告)

第6 公共的団体等の代表者 又は市町村長(以下「補助事業者」という。)は、対象事業 の遂行状況について、所管局長の指示があったときは、速やかに、地域経営推進費事業 遂行状況報告書(様式第6号)により、所管局長に報告しなければならない。

(立入検査等)

- 第7 所管局長は、予算の執行の適正を期するため、公共的団体等の代表者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 補助事業者は、対象事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、所管局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。
- 3 補助事業者は、対象事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、所管局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、対象事業の経理を明らかにした書類を整備し、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第9 補助事業者は、推進費の前金払を請求しようとするときは、 地域経営推進費前金 払請求書(様式第7号)を所管局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第 10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(補助事業者が交付する補助金の交付の決定に係る条件)

第 11 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合にお

いて、当該補助金の交付の決定に際し第3から第10までの規定と同一の条件を付さなければならない。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、推進費の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

地域活性化事業調整費交付要綱(平成13年3月27日制定)は廃止する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 市町村総合補助金交付要綱(平成12年3月29日制定)は廃止する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

# 別表 (第 10 関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定	地域経営推進費交付申請書	第1号	1 部	別に定める。
による書類	1 事業計画書兼事業実績書	第2号	1 部	
	2 収支予算書	第3号	1 部	
規則第6条第1項	地域経営推進費事業変更(中	第4号	1 部	変更(中止、廃
第1号、第2号及び	止、廃止)承認申請書			止)の理由の
第3号の規定によ	1 事業計画書兼事業実績書	第2号	1 部	生じた日から
る承認を受ける場	2 収支予算書	第3号	1 部	15 日以内
合の書類				
規則第 13 条第1項	地域経営推進費請求(精算)書	第5号	1 部	別に定める。
の規定による書類	1 事業計画書兼事業実績書	第2号	1 部	
	2 収支精算書	第3号	1 部	

#### 地域経営推進費取扱要領

制 定 平成19年3月26日 地域振興部長決裁 一部改正 平成22年3月19日 地域振興部長決裁 一部改正 平成23年3月31日 政策地域部長決裁 一部改正 平成23年8月10日 政策地域部長決裁 一部改正 平成24年3月22日 政策地域部長決裁 平成27年3月27日 政策地域部長決裁 一部改正 一部改正 平成 28 年 3 月 25 日 政策地域部長決裁 一部改正 平成 29 年 3 月 29 日 政策地域部長決裁 一部改正 平成31年4月1日 政策地域部長決裁 一部改正 令和2年3月26日 政策地域部長決裁

#### 1 目的

この要領は、市町村やNPO、民間団体等との適切な協働関係に基づき、広域振興局がそれぞれの 広域振興圏において、現場主義に立脚した完結性の高い広域行政を推進することにより、分権型社会 の構築と産業の振興による自立した地域を目指し、人口減少問題をはじめとした県政の重要課題に対 応するとともに、東日本大震災津波からの復興を促進するための経費である地域経営推進費(以下「推 進費」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 対象事業等

推進費の対象事業は、県が単独施策として行う事業(国庫補助制度等既定の助成制度では採択される見通しのないもの並びに団体及び施設に係る運営費に対する補助以外のものに限る。以下「県事業」という。)並びに市町村及び市町村長が必要と認める団体が「いわて県民計画(2019~2028)第1期アクションプランー地域振興プランー」等の推進に取り組む事業(以下「市町村事業」という。)とし、その範囲及び一事業当たりの推進費の限度額(以下「一件限度額」という。)は、別表1に定めるところによるものとする。

# 3 運用基準

- (1) 県事業は、市町村との適切な役割分担の下、本庁政策との整合性を十分に図り、次の基本的な考え方に基づき、事業の選択と集中を図るよう運用するものとする。
  - ア 広域性及び専門性の観点から、広域振興局が実施することが適当であると認められること。
  - イ その他事業の継続性や地域の状況を勘案して、広域振興局が実施する必要性、緊急性が特に高いと認められること
- (2) 県事業を補助金として運用する場合は、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。 以下「規則」という。)及び地域経営推進費交付要綱(平成19年3月26日付け地域振興部長通知。 以下「要綱」という。)によるものとする。
- (3) 広域振興局以外の県の機関が県事業を行う場合は、当該機関の長から事業計画書による配分協議を受けて広域振興局長(以下「局長」という。)が決定するものとし、その事業手順は別表2に定めるところによるものとする。
- (4) 市町村事業は、規則及び要綱により交付するものとする。
- (5) 県事業及び市町村事業間で局長が必要と認める場合は、相互に予算を充当できるものとする。

# 4 対象事業の決定

対象事業の決定は、推進費の目的が達せられるよう総合的な判断のもとに局長が行うものとする。

# 5 配分方法

推進費は、別に定める基準により、当該広域振興局の実情等を勘案し、ふるさと振興部長が配分するものとする。

# 6 推進費の適正な執行

広域振興局は、推進費が適正に執行されるよう適切な執行管理等を行うものとし、別に定めるところにより執行状況の報告を行うものとする。

# 7 補則

この要領に定めるもののほか、推進費の取扱いに関し必要な事項は別に定める ものとする。

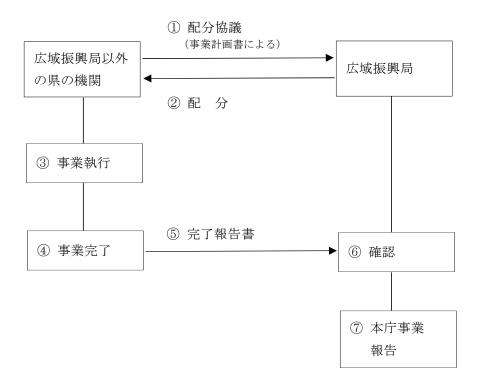
# 別表1 (2関係)

# 対象事業等

事業	大区分	小区分	一件限度額等
県事業	地域の自立を支える産業	ものづくり産業	1 一件限度額は、予算の
	の振興	食産業	範囲内で局長が定める。
		観光産業	ただし、市町村事業に
		地場産業	おける2以上の市町村が
		雇用環境の整備	共同して行う広域連携の
		農林水産業	推進に資する事業につい
	安全・安心な地域社会の	地域医療・健康づくり	ては、一件限度額を1,500
	構築	子育て・福祉	万円とする。
		防災・危機管理	
		環境	2 継続運用は行わない。
	分権型社会の実現に向け	市町村優先の行政システム	ただし、局長が特に必
	た仕組みづくり等	の構築	要と認める事業について
		NPO等との協働・地域コ	は、3箇年を限度に継続
		ミュニティ対策	運用を認める。
		県際・圏域間での連携	
	「岩手県文化・スポーツ		
	振興戦略」の推進に取り		
	組む事業		
	その他圏域の課題解決に		
	必要な事業		
市町村事	「いわて県民計画 (2019~		
業	ンー地域振興プランー」等		
	上の市町村が共同して行う		
	業を含む。)		

別表 2 (3(3)関係)

# 広域振興局以外の県の機関が県事業を行う場合の事務手順



# 地域経営推進費事業評価実施要領

# 1 趣旨

この要領は、地域経営推進費事業(以下「事業」という。)について、事業実施主体及 び広域振興局による事業評価のために必要な事項を定めるものとする。

# 2 評価の方法

- (1) 事業の評価は、地域経営推進費交付要綱に定める「地域経営推進費事業計画書兼事業実績書」(交付要綱様式第2号。以下「事業書」という。) により、事業実施主体が実施するものとする。
- (2) 評価は、事業単位で実施するものとする。
- 3 事業実施主体における事業評価及び調書の提出
  - (1) 事業申請時

事業実施主体は、事業申請時に事業書に事業企画等を記載し、広域振興局長(以下「局長」という。)に提出するものとする。

(2) 事業完了時

事業実施主体は、事業完了時に事業書に事業実績等を記載し、局長に提出するものとする。

- (3) 事業書の作成は、別に定めるマニュアルによるものとする。
- 4 広域振興局における事業評価 結果 の取りまとめ
  - (1) 局長は、事業評価結果について、「地域経営推進費事業評価結果一覧表」(様式1、以下「評価結果一覧表」という。)に取りまとめ、事業書と併せて、別に定める期日までにふるさと振興部長に提出するものとする。
  - (2) 複数の広域振興局による共同実施事業は、各広域振興局につき一事業として評価 結果一覧表に計上し、地域経営推進費の額は、各広域振興局の執行額を区分し計上するものとする。
- 5 事業評価結果の検証及び評価結果の報告等
  - (1) 局長は、事業評価結果を、各広域振興局の圏域懇談会等に報告するものとする。
  - (2) 局長は、事業の採択等において、事業を採択する年度の前々年度及び前年度の事業評価結果を活用するものとする。

# 6 事業評価結果の公表

局長は、事業評価結果を取りまとめ、ホームページ等で公表するものとする。

# 附則

この要領は平成27年度事業から施行するものとし、平成26年度事業については、従前のとおりとする。

# 附則

この要領は令和2年度事業から施行するものとし、令和元年度事業については、従前のとおりとする。

各 広 域 振 興 局 長 様

ふるさと振興部長

# 令和2年度における地域経営推進費(県事業)の事務取扱について(通知)

このことについて、「地域経営推進費取扱要領」(平成19年3月26日付け地域振興部長通知。以下「要領」という。)及び「地域経営推進費交付要綱」(平成19年3月26日付け地域振興部長通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、下記の事項に留意の上、適切に執行されるようお願いします。

記

1 広域振興局体制における留意事項

地域経営推進費(以下「推進費」という。)の企画及び実施に当たっては、広域 振興局等設置条例等の一部改正条例の可決に際しての付帯意見を踏まえ、副局長に 一定の役割を担わせるなど、部門別のセンターが設置される地域にも十分配慮され たいこと。

- 2 県事業の企画及び採択における留意事項
  - (1) 県事業の企画及び採択に当たっては、推進費制度の趣旨を踏まえ、また、要領及び要綱の規定に十分留意し、市町村との適切な役割分担のもと、各圏域の重点課題に応じて確実な成果が期待できる事業の選択と集中を図るよう留意されたいこと。
  - (2) 本庁で実施すべき事業ではないか、本庁実施事業との重複がないか、又は本庁 関係部局・他の広域振興局等と連携を図ることにより更なる成果が期待できない か等を検討し、本庁関係部局等と十分調整を図ること。

なお、事業採択にあたっては、「地域経営推進費事業計画書兼事業実績書」(要綱様式第2号)において、「本庁関係課等との調整状況」欄に、本庁事業との重複がないと判断した理由を確実に記載すること。

- (3) 事業実施による効果が当該年度にとどまることなく、当該年度の事業完了後においても、自立的、持続的な取組として発展していくよう、地域との協働や横断的な取組の視点を重視するとともに、事業評価の結果等を十分に活用されたいこと
- (4) 「いわて県民計画(2019~2028)」等に基づく地域の特色を生かした各種施策の推進に努め、人口減少問題をはじめとした県政の重要課題に的確に対応するとともに、三陸防災復興プロジェクト2019の推進をはじめ、東日本大震災津波からの復興を後押しする取組を推進すること。
- (5) 広域振興事業については、「広域振興圏単位で推進する事業のうち、戦略性が高く、圏域外への波及効果が期待できる先駆的事業で、一事業当たり一般財源ベースで概ね10,000千円以上となる事業」としているところであり(令和2年度広域振興局予算要求要領(令和元年10月4日付け財第67号総務部長通知、地振第120号政策地域部長通知)2(1))、推進費の事業化にあたっては、事業規模等を勘案しながら、広域振興事業としての事業化の適否についてあらかじめ十分に検討されたいこと。

また、広域振興事業に採択されなかった事業を推進費として事業化する場合には、不採択となった理由等についてよく分析検討の上、圏域の特性を十分に生かした事業内容として再構成することとし、事業の見直しを図らずに、広域振興事業の継ぎ足しや財源振替として推進費を活用しないよう十分留意すること。

(6) 地域経営推進費の対象事業は、「国又は県の他の補助制度等既定の助成制度では採択される見通しのないもの」とされているところであり(要綱第2柱書)、地方創生推進交付金など、他の財源充当の可能性については、十分に検討されたいこと。

なお、事業採択にあたっては、「地域経営推進費事業計画書兼事業実績書」(要綱様式第2号)において、「地域経営推進費以外の財源の有無に関する確認」欄に、確認状況を確実に記載すること。

- (7) 広域振興局長(以下「局長」という。)が特に必要と認める事業については、 3年を限度に継続して運用することを認めるものであるが、前年度の事業評価の 結果等を活用し、事業が固定化、既得権化することがないよう十分留意されたい こと。
- 3 県事業を補助事業として運用する場合における留意事項
  - (1) 広域振興局所管区域内の公共的団体等(以下「公共的団体等」という。) に補助を行う場合は、推進費を活用して補助することが適当か、他に利用できる補助制度はないか等について、十分確認の上、事業採択に当たられたいこと。
  - (2) 要綱第2第1項第2号アで定める事業は次のようなものが考えられること アーの市町村内を越えた広域的な交流や物流が図られる取組
    - イ 各市町村観光協会や商工会議所等が実施する一の市町村を越えた広域的な産 業振興のための取組

  - (4) 要綱第3第1項第4号で定める広域振興局長が認めるものは、地域経営推進費交付額の変更が10万円以上のものとする。
  - (5) 推進費のより適切な執行を期するため、適正な経理処理の徹底を図るとともに、公共的団体等の代表者に対して、要綱第7に規定する立入検査等を行う場合があることを周知すること。なお、公共的団体等が実施する事業について、推進費の対象事業の全部若しくは一部が補助金の交付により実施される場合又は対象事業の全部若しくは一部を委託により実施する場合においては、要綱第7第2項及び第3項の規定に基づき、推進費の交付に当たっては、県による事業者に対する立入検査等の条件を付すものであることに留意すること。
  - (6) 公共的団体等が実施する事業に対して市町村事業を活用して市町村が補助する場合は、同一事業に対して県事業から補助することはできないものであること。ただし、市町村との適切な役割分担のもと、市町村との協働による取組を推進する観点から事業の独立性が担保される限りにおいて、別事業として県事業から補助することは差し支えないものであること。
- 4 配分基準等(要領5「別に定める基準」) 県北・沿岸地域の振興を図るため、特に県北・沿岸広域振興圏に配慮し、配分す ることとしたこと。
- 5 県事業及び市町村事業間における予算の執行
  - (1) 予算の効果的な執行を図るため、要領 3 (5) の規定に基づき、局長が必要と認める場合は、県事業及び市町村事業間で相互に予算を充当できるものであるが、市町村事業予算から県事業予算への充当に当たっては、広域振興局所管区域内の市町村に事業の進捗状況及び今後の事業計画等を確認し調整を図った上で、行うことができるものであること。
  - (2) 局長は、前号の運用を行う場合は、ふるさと振興部長に報告すること。

# 6 各種提出書類等

(1) 補助事業に係る提出書類等

ア 事業計画書等

局長は、推進費の交付を申請しようとする公共的団体等(以下「補助申請事業者」という。)から局長が定める期日までに、下記書類を提出させること。

- (ア) 「地域経営推進費交付申請書(要綱様式第1号)」
- (4) 「地域経営推進費事業計画書兼事業実績書(要綱様式第2号)」
- (ウ) 「収支予算書(要綱様式第3号)」
- (エ) その他局長が必要と認める書類

#### イ 交付決定及び変更指令書

- (ア) 推進費交付に係る指令書については、様式1-1 (交付決定指令書)、様式1-2 (事業内容及び経費の配分変更並びに事業の中止又は廃止の各承認申請に対する変更指令書)を参考に作成されたいこと。
- (イ) 消費税及び地方消費税に係る規定については、補助の相手方である公共的 団体等が、消費税及び地方消費税の課税団体(例えば農協、漁協等)である 場合に必要な規定であること。
- ウ 交付決定前着手(工)届

局長は、補助事業の着手(工)は、原則として推進費交付決定通知後とするよう補助申請事業者に指示すること。

ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情がある場合等には、 当該事業に係る推進費の交付内示後、「地域経営推進費事業交付決定前着手(工) 届(様式2)」を提出させること。

工 事業変更 (期間延長、遂行困難) 報告書

局長は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合(岩手県補助金交付規則第6条第1項第4号関係)には、補助申請事業者に対して、速やかに「地域経営推進費事業変更(期間延長、遂行困難)報告書(様式3)」を提出させ、必要な指示(事業変更(中止、廃止)承認申請書(要綱様式第4号)の提出その他必要な指示)を行うこと。

オ 事業の完了届及び実績報告書等

局長は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業者に下記書類を提出 させること。

- (ア) 「地域経営推進費事業完了届(様式4)」
- (4) 「地域経営推進費事業計画書兼事業実績書(要綱様式第2号)」
- (ウ) 「収支精算書(要綱様式第3号)」
- カ補助金額の確定

局長は、オに定める書類を審査し、支払うべき額を確定し、額確定通知(様式5) を補助事業者に通知するものとする。ただし、交付決定額と支払うべき額が同額の 場合については、通知は不要とする。

キ 事業の精算

局長は、補助金額が確定したときは、速やかに補助事業者に地域経営推進費請求 書(要綱様式第5号)を提出させること。

ク 事業に伴う財産の取得及び財産管理台帳の整備

補助事業により取得し又は効用が増加した財産(1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。)がある場合は、補助事業者に「地域経営推進費取得財産等管理台帳(様式6)」を整備、保管させること。

(2) 広域振興局からの報告書類等

ア 執行計画

局長は、令和2年度の執行計画について、4月17日までに、「統合様式I」をふるさと振興部長に提出すること。

イ 執行計画の変更

局長は、執行計画に次のいずれかの変更があった場合には、速やかに「統合

様式Ⅰ」をふるさと振興部長に提出すること。

- (ア) 推進費の額の20パーセントを超える増減をした場合
- (イ) 事業の施工箇所、催しの開催場所又は経費の配分等の事業内容の重要な変 更があった場合
- (ウ) 事業を中止した場合
- (エ) 事業費の節区分を変更しようとする場合

#### ウ 財産の取得

推進費の執行又はこれに付随して財産を取得する(土地の無償借り上げを含む。)ことが予定される場合には、執行計画の提出の際に「地域経営推進費に係る財産取得予定調書(様式7)」を併せて提出すること。

# 工 運用結果報告

局長は、令和元年度に実施した事業の運用結果について、4月末日までに、「統合様式I」をふるさと振興部長に報告すること(様式のタイトルを「事業別運用結果調」とすること)。

なお、運用結果報告に係る推進費額は、各実施事業に係る実績額を記載する ものとし、節別令達額から実績額を差し引いた不用額について、財務会計シス テム上の執行残と突合すること。

# 7 執行状況の確認

局長は、推進費事業が適正に執行されるよう、要領6の規定に基づき、進捗状況を適切に把握するとともに、別に定める日までに、当該年度の執行見込を「統合様式I」によりふるさと振興部長に提出すること。

# 8 執行残の引き上げ

推進費事業の有効活用を図るため、広域振興局の保留分に係る執行残を適宜引き上げ、他事業に執行するものであること。

# 9 推進費のPRについて

次の事項を例として、推進費制度、推進費活用事業のPRを積極的に行うこと。

- (1) 広域振興局のPR誌(紙)又は推進費事業概要等への掲載
- (2) 市町村の広報等への推進費活用事業等の掲載依頼
- (3) マスコミ等への積極的な情報提供
- (4) 事業成果物への推進費活用の明示 (例:このパンフレットは、○○広域振興局の地域経営推進費を活用して作成したものです。)

# 10 成果の活用

推進費による成果の活用については、行政事務連絡会議及び行政連絡協議会等を 活用して報告するなど、県や市町村等の事業に反映されるよう積極的な取組をお願 いしたいこと。

#### 11 その他

- (1) 広域振興局からの報告等(6(2)関係)に係る様式については、ネットワークコンピュータの地域振興室の公開フォルダに保存するので、コピーして使用すること。
- (2) 統合様式は、式が組み込まれているので下記に留意すること。
  - ア 行及び列の挿入・削除は絶対に行わないこと(「行の表示・非表示」で対応すること。)。
  - イープルダウンにより選択するものは、選択し直接入力しないこと。
  - ウ 「統合様式 I 」は提出時点における全事業を入力し、一つのシートにより年 間管理すること(9月及び2月補正毎にエクセルシートを作成しないこと。)。

# 地域経営推進費事業書作成マニュアル

#### 1 はじめに

住民の視点に立った成果重視の事業企画立案のためには、活動内容から最終目的まで論理的な組立 てが必要である。

事業計画書部分は、成果が現れる過程を重視し、事業をどのように展開すべきかのシナリオを作成するものである。これを作成することにより、事業選択の意味、事業実施中の進行管理、事後の検証、事業に係る情報の伝達及び地域住民への説明が可能となる。特に、事業の必要性、実施過程における目標、目標を達成するための手段、事業の最終目的などが明確になり、事業担当者が替わっても「情報の伝達」が円滑化する効果が大きい。

一方、事業実績書部分は、論理的な組立てのもとに事業が実施されたかどうかを、実績(成果)の確認によって作成するものであり、予測した結果が得られなかった場合には、その原因や理由を分析することが何よりも重要である。これにより、今後の展開すべき方向が明らかになるとともに、県民への説明責任を果たすための根拠とすることができる。

#### 2 事業の構成

事業の構成は、「投入一活動一成果一目的」の要素から成り立ち、その内容は次のとおり。

- (1) 投入 事業の目的を達成するため、「活動」に使われる資源(予算、要員、機材など) =インプット
- (2) **活動** 目的達成のために、資源をどのように活用するか明示したもの(=事業実施内容) (活動の結果(実績)=アウトプット)
- (3) 成果 活動の結果によって、対象者・対象物に起こしたいプラスの変化 =中間アウトカム
- (4) 目的 事業の最終受益者にもたらしたい変化・影響=最終アウトカム

# コラム: 「事業の構成」は論理的か? 一風が吹けば桶屋が儲かる一

\*\*\*「風が吹けば桶屋が儲かる」の論理は、どこに無理があるのでしょうか?\*\*\*

「風が吹く」(活動) ⇒「砂埃が舞う」(活動の結果) ⇒「砂埃が目に入る」(成果1) ⇒「目患いが増える」(成果2) ⇒「失明者が増える」(成果3) ⇒「失明者の三味線弾き(流し)が増える」(成果4) ⇒「三味線需要が増えて猫が狩られる」(成果5) ⇒「猫が減るので鼠が増える」(成果6) ⇒「鼠が桶を齧る」(成果7) ⇒「桶の注文が増え、桶屋が儲かる」(目的)

#### 【解説】

この流れでは、活動とその結果までは無理がないのですが、「活動の結果」から「目的」までは、論理の飛躍のオンパレードであり、原因に対する結果に必然性がありません。

この流れを「目的」から逆に遡って、「目的」を達成するためにはどんな「成果」が得られればよいか、その「成果」を得るためにはどんな「活動」を行えばよいか、という視点で考えれば、論理展開の随所に無理があることが明確になるでしょう。

#### 3 様式の記載方法

#### (1) 事業計画書部分

#### ア 継続事業の場合、これまでの実施概要

前年度以前から継続実施している事業の場合、前年度までの実施概要(実施項目、活動の結果など)を記載

# イ 連携する機関・関連事業・制度

NPO 等と連携(協働)して事業を実施しようとする場合に名称等を記載し、実施しようとする事業が、他の制度(事業)を調整補完する場合や他の予算を併用する場合には、その制度(事業)名を記載すること。なお、複数振興局による共同実施事業の場合には、関係振興局名を記載すること。

#### ウ 本庁関係室課 との調整状況

実施しようとする事業内容が、本庁関係 室 課や他の広域振興局で実施する事業との棲み分けが 必要な場合又は連携により事業効果の 向上が見込まれる場合は、本庁関係 室 課との調整内容を 記載

# エ 他広域振興局 との調整状況

実施しようとする事業内容が、他の広域振興局で実施する事業との棲み分けが必要な場合又は連携により事業効果の向上が見込まれる場合は、 他広域振興局との調整内容を記載

#### オ 関係市町村等との調整状況

実施しようとする事業内容が、関係市町村等で実施する事業との棲み分けが必要な場合又は連携 により事業効果の向上が見込まれる場合は、市町村等との調整内容を記載

### カ いわて県民計画 (2019~2018) における位置付け

実施しようとする事業が「いわて県民計画(2019~2018)」に位置付けられる場合には、その体系を記載すること。

#### キ 事業の目的・背景

事業の背景、事業実施の必要性及び事業実施により事業対象者又は受益者にもたらしたい変化・ 影響を記載することとし、複数年度にわたって実施あるいは実施を予定している事業の場合、最終 年度における目的を記載すること。

なお、記載に当たっては、現に存在する課題を解決しようとするものか、将来的に必要になるという予測のもとに実施するものかを明示し、例えば、「環境は大事」という事業実施の理念や一般論だけではなく、その地域としては何が不足しているのか、どこに問題があるのか、について具体的に記載するよう留意すること。

# ク 事業内容

当該事業で実施する活動の実施項目(計画)を具体的に記載 (〜の開催、〜の政策、〜の建設、〜の購入など)

### ケ 事業の成果

【成果指標】事業実施により事業の対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標名を記載 〔指標の目標値〕目標Aに上記指標の現況に対する目標値を記載

#### コ 備考

その他、積算の根拠、採択、不採択理由等特記すべき事項がある場合は記載

# サ その他

- (ア) 当該事業に複数の目的が存在するために、活動内容が多岐に渡る場合には、目的別に事業を分解し、対応する活動内容、指標等を記載することとし、その場合は、事業名に枝番をつけること。
- (イ) 事業の目的-成果-活動が、論理的に組み立てられているか確認すること。
- (ウ) 本事業書提出後に、軽微な変更以外の変更(事業の中止、廃止を除く)があった場合は、変更 内容に応じて修正し、再提出すること。

# 【参考】企画立案の視点

#### 〇必要性の視点

1 『住民から要望があった(要望を聞いた)』

住民からの意見要望、県・市町村議会における請願、県(市・町・村)政懇談会等における提言 意見があること。

2 『ニーズ調査等を行ったり、事業内容を庁内で十分検討したと認められる』

行政機関による住民満足度調査や広域団体が年間事業計画策定のための事前調査を実施し、事業 需要等について、広域振興局等の場合は局内検討、広域団体の場合は団体内部検討及び行政機関と の相談・調整を行っていること。

3 『庁内又は国・県で類似の事業を実施していない』

広域振興局等が実施主体の場合、国・本庁・局内に類似事業がないこと、広域団体の場合、行政機関(国・県・市町村)に類似事業がないことを確認し、類似事業がある場合、事業内容・受益者範囲の重複がないこと。

4 『民間団体・企業が現に類似のサービスを提供しておらず、またその可能性がないため、行政が実施(支援)すべき事業内容と認められる』

民間団体・企業が、当該地域をサービス提供範囲として類似事業を実施しておらず、またその計画や可能性もないため、広域振興局等で事業実施(支援)についての意思統一が図られていること。

5 『総合計画等に明確に位置付けられる事業である』

当該事業について、広域振興局等の場合は地域計画・業務推進方針等、広域団体の場合は団体の設立規約・年間事業計画などに記載された活動であること。

# 〇効率性の視点

- 1 『事前に見込まれる効果を異なる事業規模でシミュレーションし、事業規模の算定に役立てた』 目的達成に向けて必要な事業効果を得るために、事業規模を幾通りかシミュレーションし、その 結果から最終的な事業規模を算出していること。
- 2 『過去の類似事業や他自治体の類似事業と費用の比較をした』

目的達成のための必要かつ適正な活動規模を算出するため、過年度実施事業や他自治体実施事業で手法が類似する事業と費用比較し、コスト節減を図っていること。

3 『詳細見積り又は類似事業との費用比較により無駄を排除している』 計画時において費用の支出項目毎に精査していること。

4 『事業対象者の参加促進など、事業効果を高めるため、関係団体等に働きかけた』

事業対象者が数多く参画することが、事業効果を高める鍵となるので、行政機関においては他の 行政機関や関係団体等に対して、広域団体においては他の関係団体や行政機関に対して、PR協力 依頼や事業分担実施の協力依頼など、事業対象者の参加促進活動を実施して、費用対効果が上がる よう工夫していること。

# 〇有効性の視点

1 『適切な活動指標及び目標値を定めている』

活動指標が適切であり、その目標値の水準が過大又は過小ではないこと。

# 2 『適切な成果指標及び目標値を定めている』

事業目的達成のために当該成果が必須であり、事業活動の結果が当該成果に結びつき、その目標 値の水準が過大又は過小ではないこと。

3 『適切な目的指標及び目標値を定めている』

目的指標が適切であり、その目標値の水準が過大又は過小ではないこと。

# 〇公平性の視点

1 『事業目的と受益者が適合し、受益と負担が公平である』

事業目的から読み取れる受益者と事業の成果の受益者が適合しており、受益者間に、受益と負担 の不公平が生じていないこと。

2 『同一分野の事業について、受益者や対象地域が集中していない』

当該事業の受益者が、同じ分野の他の事業の受益者と重複する一方で、当該分野の全事業から外れる住民がいないこと、又は当該事業の対象地域において同じ分野の事業が複数実施される一方で、ほとんど実施されない地域がないこと。

3 『参加機会の公平を期すため、充分な広報活動を実施 するとともに、設定日時・場所・交通手段 に配慮している』

イベント系事業など住民が事業活動に直接参加するものだけでなく、住民懇談会で事業の進め方 や利活用方法について意見を聴取するなどソフト・ハードに関わらず、住民参加は重要であり、参 加機会が公平になるよう配慮すること。

### ○優先性の視点

1 『事業の目的・内容に緊急性(優先性)が認められる』

期限までに課題を解決する必要がある(緊急性)、住民要望等における優先順位が高い(優先性)、 上位施策等において他事業に優先して重点的に推進することとされている(優先性)こと。

2 『事業の実施時期に緊急性(優先性、即時性)が認められる』

当該年度の特定時期に実施しないと無意味になる又は効果が大幅に下がること、あるいは、実施 時期が遅れると大幅なコストアップになること。特に、現状が以前から続いている状況にある場合 は、なぜ今実施しなければならないのか、その緊急性等が明確にされていること。

3 『事業を実施しない場合にマイナスの影響が出ると認められる』

事業によるサービスを提供しない場合、即時又は近い将来にマイナスの影響(=許容できる水準を下回るようになること) が出ることが確実であるため、優先的に実施する必要があること。

例えば、施設が老朽化し地震が来れば危険な状態である、家畜の糞尿等が流出し水質汚染がひどくなる状況にあるなど、明らかに現状の悪化をもたらす場合等が該当すること。

# (2) 事業実績書部分

事業計画書に記載した以外について、実績等を記載

#### ア 事業内容(達成状況)

当該事業で実施した活動の実施項目(実績)を具体的な数値を用いて記載 (~の開催、~の製作、~の建設、~の購入など)

#### イ 事業の成果 (達成状況)

活動の結果による成果を具体的に記載

[指標の目標値] 実績Bに指標の実績値を記載

### ウ 事業の評価・振り返り

事業実施主体として当該事業の実績に対する評価を記載。特に、活動項目等の目標に実績が達しなかった理由や、事業実施段階で判明した留意すべき点など、今後、事業を継続する場合や類似事業を企画する場合に参考となる事項を盛り込み、客観的な記載に努めるよう留意すること。

#### エ その他

本調書は、事業書を作成した事業単位で作成すること。

# (3) 事業評価結果一覧表 (様式1)

広域振興局等は、全評価対象事業について、評価結果の一覧表を作成すること。

# 4 事業評価結果の活用

事業評価結果を、翌年度事業計画等に反映させるため、事業評価結果の取りまとめ後、サマーレビューやオータムレビュー等に併せて、本局又は地域センター単位で実施事業の点検・検証を行う場を設ける等、評価結果の活用を図ること。評価結果の活用に当たっては本マニュアル等に掲げる評価の視点・評価基準を考慮するほか、次の事項にも留意すること。

# (1) 制度趣旨に則した点検

ア 法律・条例等により実施すべきとされている事業、他の補助制度への継ぎ足し事業又は他の起債 制度との併用事業など、本来、地域経 営推進費以外により実施すべき事業ではないか。

イ 本庁担当部局等が全県的に行うべき事業ではないか。本庁、国又は市町村の事業と重複がない か。

- ウ 他の広域振興局等や市町村と比較し、整備水準は妥当か。
- エ 他の広域振興局等の事業における負担の状況と比較し、地域経営推進費による負担が過大ではないか。
- オ 零細補助ではないか。

#### (2) 事業内容の点検

- ア 事業で印刷物等を作成する場合、利用価値の検討をしているか。
- イ 職員が処理可能な業務について、賃金、委託料等の経費を支出しようとしていないか。
- ウ(継続事業の場合)事業を整理統合し、より効果を上げる事業に転換すべきではないか。
- エ 同じ調査を毎年実施していないか、既存の類似調査はないか、結果の活用方法を明記しているか。
- オ 事業目的達成のために効果的かつ地域の実情に配慮した事業内容・実施手法を検討しているか。
- カ 事業効果を低下させず、民間への委託等により経費節減できないか。

キ 機器、設備等の購入については、整備後の使用・活用頻度に照らして投資額が適切か。 (事業目的又は効果に対し、整備規模等が過大(過小)とならないか。)

#### (3) 廃止又は縮小すべき事業例

- ア 継続事業で、存在意義が薄れていると認められるもの
- イ 零細補助等で事業効果が薄いと認められるもの
- ウ 当該事業と同種又は類似の事業によって代替できるもの
- エ 県総合計画及び他地域等と比較し、当該地域の整備水準が高く、その水準を落としても支障がないと認められるもの
- オ 民間への委託等により、事業効果は低下させることなく、経費の節減が可能であるもの
- カ 他の財政制度(国庫・県単補助、地方交付税、起債措置等)により実施すべきもの
- キ その他事業効果に疑問があり、廃止又は縮小しても重大な影響がないと認められるもの

# (4) 負担区分の適正化又は改善を図るべき事業例

- ア 本来、地域経営推進費により実施すべき事業ではなく、国、本庁、市町村又は地域づくり団体等 が実施すべきもの
- イ 各種団体補助で、団体の自己資金で運営が可能なもの又は県の助成が適当ではないもの
- ウ 他の広域振興局等の類似事業の状況と比較し、地域経営推進費の負担が過大であるもの
- エ 県、広域団体等の負担割合を見直し、広域団体等のさらなる負担を求めることが適当であるもの